

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 保険給付割合の改定

介護保険法の一部改正（26.6.25 公布、27.8.1 一部施行）により、一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る介護給付費の自己負担割合が1割から2割に引き上げられることに伴い、当該被保険者に係る保険給付割合を次のとおり改める。

対象となる保険給付の種類等	保険給付割合	
	改正案	現行
要介護認定等の前に緊急の事情等により必要と認める場合に給付するサービス費 ・一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る、特例居宅介護サービス費等及び特例介護予防サービス費等の額についての改正（新条例第6条の2及び第8条の2）	$\frac{\text{サービス費の100}}{\text{分の80}}$	$\frac{\text{サービス費の100}}{\text{分の90}}$
災害等によりサービス費の負担が困難であると認める場合に給付するサービス費 ・災害等によりサービス費の負担が困難であると認める場合に給付するサービス費を、今まで介護予防サービス費も含めて第9条で定めていたが、介護サービス費等と介護予防サービス費等に分けて条例を定めることとした。（新条例第9条及び第9条の2）	$\frac{\text{サービス費の100}}{\text{分の80}}$ を超え100分の100の範囲内で区長が別に定める。	$\frac{\text{サービス費の100}}{\text{分の90}}$ を超え100分の100の範囲内で区長が別に定める。

* 負担割合の判定要件

(1) 1割負担の対象者

- ・ 65歳未満の場合
- ・ 65歳以上で、住民税非課税者又は生活保護等受給者である場合
- ・ 65歳以上で、本人の合計所得金額が160万円未満の場合
- ・ 65歳以上で、本人の合計所得金額が160万円以上あり、65歳以上の世帯員全員の、年金収入＋その他の合計所得金額が346万円（65歳以上の世帯員が本人のみの場合は280万円）未満の場合

(2) 2割負担の対象者

- (1)以外の場合

2 保険料率の改定

介護保険法施行令の一部改正（27.4.10 公布、施行）により、所得段階が第1段階の第1号被保険者に係る介護保険料を、公費を投入することにより軽減することができることとされたため、当該被保険者に係る保険料率を次のとおり改める。

被保険者の区分	保険料率	
	改正案	現行
第1段階 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額()の合計が80万円以下の者等	29,160円 (賦課割合0.45)	32,400円 (賦課割合0.5)

合計所得金額...地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額

【基準額】64,800円(賦課割合1.00)

3 施行期日

1は本年8月1日、2は公布の日(平成27年度分の保険料率から適用)